

サービス付き高齢者向け住宅事業に係る
申請書等の押印廃止について
(令和3年4月1日から)

○押印廃止について

国交省の様式改正に伴い、県で定めている様式についても、申請者の押印を不要とします。(県からの通知文等には、従来どおり必要に応じ押印を行います。)

○変更届出書について

令和元年12月に書類修正時の押印を減らす目的で、「別紙のとおり」と記載した変更届出書表紙を作成しHPに掲載していましたが、今回の改正に伴い削除します。今後は、システムで作成される変更届出書に事業者名・代表者名・住所等の必要事項を記入の上、提出願います。

変更届の提出方法 (これまで)

- ① ~~変更届出書 (県ホームページ掲載の様式を使用) ※記名押印~~
 - ② 変更届出書 (システム自動作成) ※押印不要
 - ③ 添付書類 (登録事項等説明書・重要事項説明書など
記載事項に変更がある書類)
- ※ 2部提出(副本の返却を希望する場合は3部)

変更届の提出方法 (改正後)

- ① 変更届出書 (システム自動作成) ※押印不要、**必要事項記入**
 - ② 添付書類 (登録事項等説明書・重要事項説明書など
記載事項に変更がある書類)
- ※ 2部提出(副本の返却を希望する場合は3部)

【提出部数について】 ※今回変更はありません

- ・新規・更新申請については、3部提出してください。副本は1部返却します。
- ・変更届は、副本の返却を希望されない場合、2部提出してください。
(事業者様には、受付した届出書の写しを控えとしてお渡しします。)